



ツキノワグマの出没に注意しましょう



春は山菜採りなどで人が山林に入る機会が増えるほか、冬眠から目覚めたクマが活動を始める季節のため、予期せずクマと遭遇し被害に遭う危険性が高まります。

さらに、令和2年および令和3年はクマの餌となるブナの実が凶作だったため、餌を求めて人里に下りてくることが予想されます。クマに遭わないために次のことを心掛け、被害を防止しましょう。

クマに遭わない工夫

- クマの行動が活発な朝夕や霧が出ているときは特に注意する
- 単独行動は避け、2人以上で行動する
- 笛、鈴、ラジオなど音のする物を身に付ける
- 時々辺りに注意を払い、クマのふんや足跡を見つけたらすぐに引き返す
- 子グマを見つけたら、そっと立ち去る(近くに親グマがいる場合があり危険)

もしクマに遭ってしまったら

○急に立ち上がったたり、大声を出したり、物を

投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしない

- クマの動きを見ながらゆっくり後退する
- クマ撃退スプレーは、風向きや射程距離、噴射持続時間に注意して使用する

クマを引き寄せないために

- 人家の周りに生ごみなどを捨てない
- 農作物を早めに収穫し、その残りかすを放置しない
- 山やキャンプなどで出たごみは持ち帰る
- 墓地のお供え物は持ち帰る

【問い合わせ】

- ▷農村林務課(☎23-1400)
- ▷各総合支所産業係(大迫☎41-3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6512)
- ▷県南広域振興局花巻保健福祉環境センター(☎41-5405)
- ▷花巻警察署(☎23-0110)

助成期間を延長しました

温泉宿泊施設等利用促進事業

日帰り入浴…1,000円、宿泊…2,000円を助成



市では「温泉宿泊施設等利用促進事業」を実施。市内温泉宿泊施設などを利用した場合の費用を助成しています。

*県などが実施している助成事業と併用できる場合があります

■対象 県民または県内で勤務している人

※団体利用の目安は15人程度

■助成額

○日帰り入浴支援(1食付き)…利用者1人当たり1,000円

※2,000円未満(消費税込み、入湯税別)のプランは対象外

○宿泊支援(素泊まり含む)…利用者1人当たり2,000円

※4,000円未満(消費税込み、入湯税別)のプランは対象外

■助成期間 5月31日(火)まで

※大型連休期間中(4月29日～5月8日)も適用

■利用方法

①利用を希望する施設に電話などで本事業を利用することを伝え予約

②利用日当日、予約した施設の受付で利用申込書に必要事項を記入の上、提出

※居住地や勤務地を確認(団体の場合は代表者1人)できる書類を提示してください

③助成額を差し引いた利用料を支払う

*利用申込書は、市ホームページに掲載しています



感染状況により、本事業を中止・停止することがあります。この場合、本事業の利用者が予約をキャンセルしてもキャンセル料は徴収されません

【問い合わせ】本館観光課(☎41-3542)



考えよう！大人になるとできること、気を付けること 5月は消費者月間です

【問い合わせ】
新館市民生活総合相談センター(☎41-3550)

令和4年4月1日から18歳で「大人」になりました

大人になると、住宅賃貸やクレジットカードなどの契約を1人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることが増える分、責任も生じるようになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

悪質商法・特殊詐欺に注意しましょう

SNSをきっかけにした悪質商法・特殊詐欺の相談や被害が増加しています。被害に遭わないためにも、消費者自身の自覚だけでなく、家族との情報共有と周りの人の見守りが大切です。自分1人で解決しようとせず、家族や周りの人に相談するようにしましょう。

困ったときは市民生活総合相談センターへ相談してください

市民生活総合相談センターでは、所属する消費生活相談員が契約トラブル、借金問題、生活上の困りごとなどのお話を伺います。また、消費者トラブルの最新の事例に基づいて、市ホームページやコミュニティFM、出前講座などで情報を提供し、注意喚起をしています。

～消費生活相談員の役割を紹介します～

消費生活相談員は、トラブルの解決策や対処方法のアドバイスをを行います。また、相談内容によっては弁護士や専門機関などを紹介しながら問題解決に導きます。

解決に向けて相談者が事業者と自力で交渉することが難しい場合は、必要に応じて消費生活相談員が事業者側と交渉を行います。



学童クラブで支援員・補助員を募集しています

【問い合わせ】
教育委員会子ども課(☎41-3149)

学童クラブでは、仕事などで日中保護者が家庭にいない小学生を対象に、放課後の居場所を提供し、保育活動を行っています。近年、共働きや核家族世帯が増え、学童クラブの利用者は年々増加。現在、4人に1人以上の小学生が利用しています。

本市では、各小学校区に全部で18施設の学童クラブがありますが、多くの学童クラブで支援員・補助員が不足しています。

学童クラブのお仕事に興味のある人は、各学童クラブへご連絡ください。

学童クラブの支援員・補助員とは

○放課後児童支援員…保育士資格、社会福祉士資格、教員免許を有する人や、一定の期間の従事経験がある人など放課後児童支援員の資格要件を満たす人

○補助員…保育を補助する人

※補助員として学童クラブに従事した年数によって放課後児童支援員の資格を取得することができます

資格要件についての詳細は、教育委員会子ども課にお問い合わせください

■市内学童クラブ一覧(問い合わせ時間 月～金曜日、午後1時30分～6時)

	学童クラブ名	住所	電話番号	募集中
1	銀河学童クラブ	花城町	23-0852	○
2	わこの家学童クラブ	花城町	41-3016	—
3	わかば学童クラブ	若葉町	24-2070	○
4	桜台学童クラブ	四日町	24-7042	○
5	南城学童クラブ	桜町	22-4478	—
6	花南わんぱく学童クラブ	諏訪町	29-5735	—
7	湯口学童クラブ	円万寺	28-4055	○
8	湯本学童クラブ	大畑	27-4507	○(*)
9	矢沢学童クラブ	高木	24-8080	○
10	宮野目学童クラブ	西宮野目	26-3090	○
11	太田学童クラブ	太田	28-4755	○(*)
12	笹間学童クラブ	中笹間	29-2999	○(*)
13	早池峰学童クラブ	大迫町大迫	41-8277	○
14	石鳥谷学童クラブ	石鳥谷町好地	45-1178	○
15	新堀学童クラブ	石鳥谷町新堀	45-1689	—
16	八幡学童クラブ	石鳥谷町八幡	45-4593	○(*)
17	八重畑学童クラブ	石鳥谷町猪鼻	29-6556	○(*)
18	東和学童クラブ	東和町安俵	42-4001	○

*…夏休みなどの長期休暇のみ募集している学童クラブ ※募集状況は4月時点のものです。募集を終了している場合があります